

被保険者各位

クボタ健康保険組合

健康保険の被扶養者に関するお知らせ

扶養家族が就職する場合は、健康保険の扶養から外すための手続きが必要です

パートやアルバイト等で年間 130 万円以上（月間 10.8 万円以上）の収入（非課税通勤交通費含む）がある場合にも手続きが必要です。

クボタ健康保険組合 適用係宛に以下 2 点をご提出ください。

- 提出書類 ①「一般用 被扶養者喪失（認定取消）届」※1
 ②「健康被保険者証（保険証）」（該当する被扶養者のもの）

※1 届出用紙はクボタ健康保険組合ホームページ

<http://www.kenpo.gr.jp/kubota/contents/sinsei/index.html>（適用関連 No.11）

クボタ健康保険組合では、健康保険法に基づき、扶養調査を毎年実施しております。その際、被扶養者の資格確認の為、収入や仕送り等の証明のご提出が必要となります。扶養調査等で喪失手続きもれが判明した場合は、さかのぼって被扶養者の資格が取消となり、その期間中に発生した医療費と給付金を返還して頂く事になる為、ご注意願います。

～扶養家族の「収入」については、次の点にご注意ください～

Point 1 交通費、失業給付、年金等も含まれます

「給与収入」※だけではなく「通勤交通費」（課税・非課税問わず）、「雇用保険の失業給付」、「各種年金（遺族・障害含む）」等も収入とみなします。

※「給与収入」は、差引支給額ではなく総支給額です。

Point 2 別居の場合は仕送り証明が必要です

被扶養者が別居の場合、被保険者は、その被扶養者の収入よりも多い仕送りをする必要があります（手渡し不可・仕送り証明必要）。尚、仕送り証明は「いつ」「誰が」「誰に」「いくら」仕送りしているか第三者が見てわかるもの（振込・通帳等の写し）とします。（ただし単身赴任の場合は除く）

Point 3 事業収入は、「所得金額」が基準です

被扶養者に事業収入がある場合は、総収入額から「必要経費（原価・給与・賃金・地代・家賃・水道光熱費等）」を差し引いた後の『所得金額』を基準とします。

詳しくは、事業所担当課またはクボタ健康保険組合までお問合せください。

以上